

造船・船用工業分野における新たな在留資格 「特定技能」による外国人材受入れについて

2019年3月
海事局船舶産業課

1. 在留資格「特定技能」に係る全般事項

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

～外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現(126施策, 211億円)～

- ・暮らしやすい地域社会づくり
多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)の整備等
- ・生活サービス環境の改善等
医療・保険・福祉サービスの提供環境の整備等
- ・留学生の就職等の支援
就職支援プログラム認定, 介護人材確保の支援等

- ・外国人材の適正・円滑な受入れの推進に向けた取組
日本語能力判定テストの実施, 海外における日本語教育基盤強化等

出入国管理及び難民認定法



短期滞在者(観光客等)



留学生等



日本人の配偶者等



(専門的・技術的分野)
就労資格外国人

- ・政府基本方針
- ・分野別運用方針(14分野)



特定技能外国人

新設



技能実習生

技能実習法

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

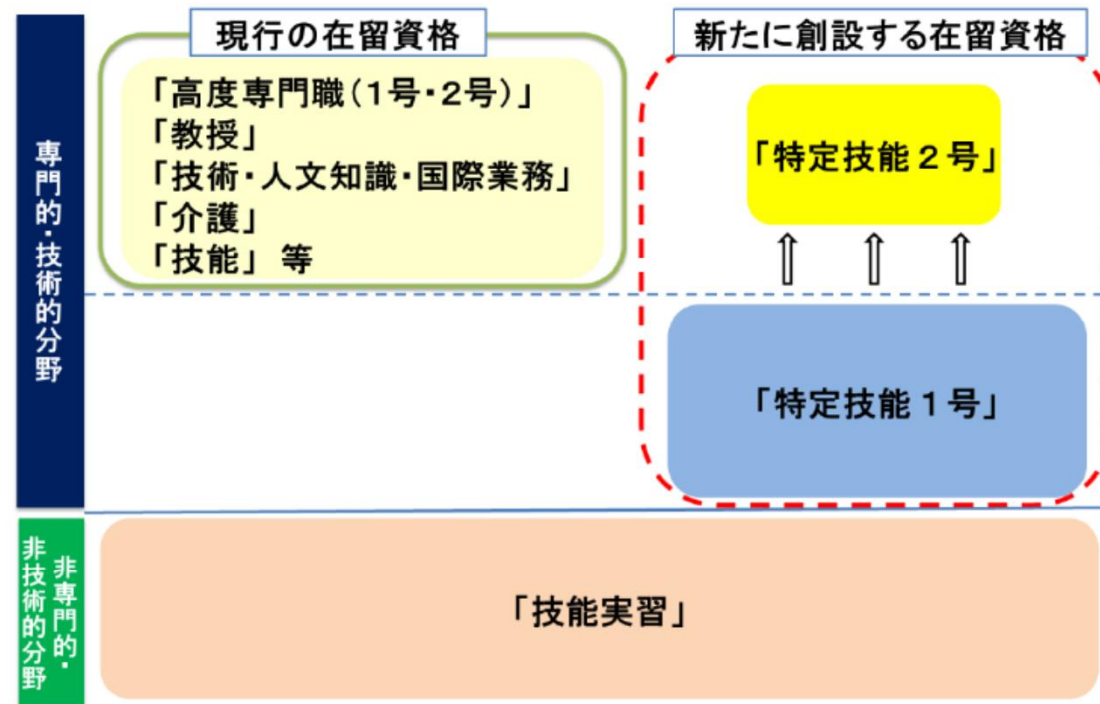
特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同**：要件を満たせば可能（配偶者，子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に入出国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

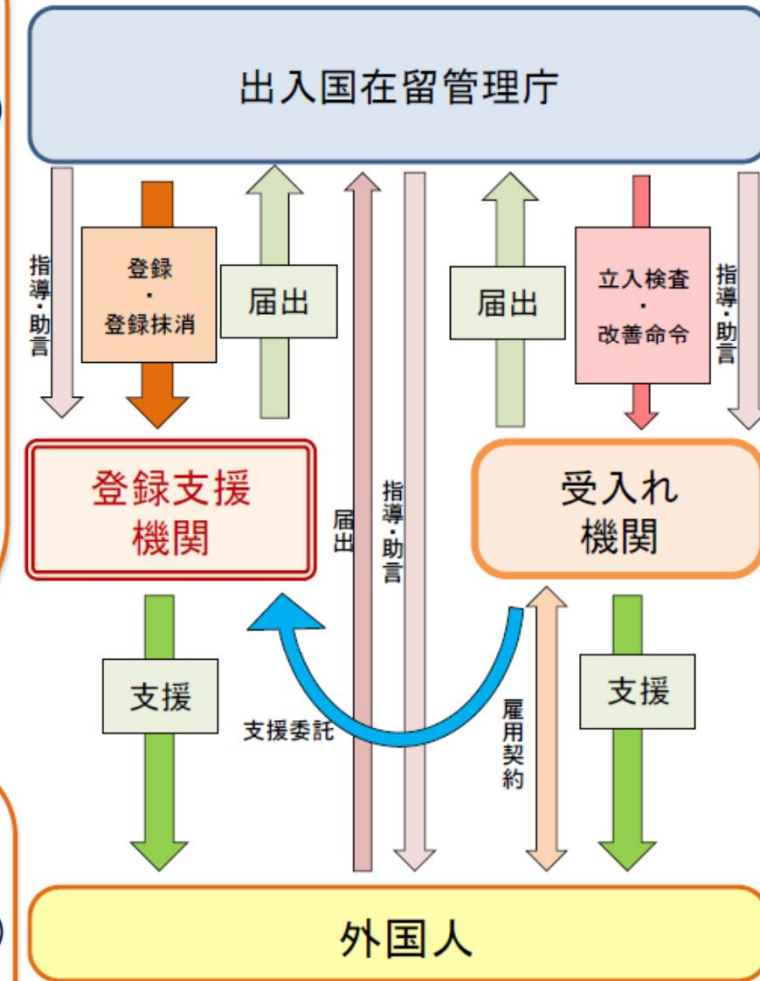
1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に入出国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

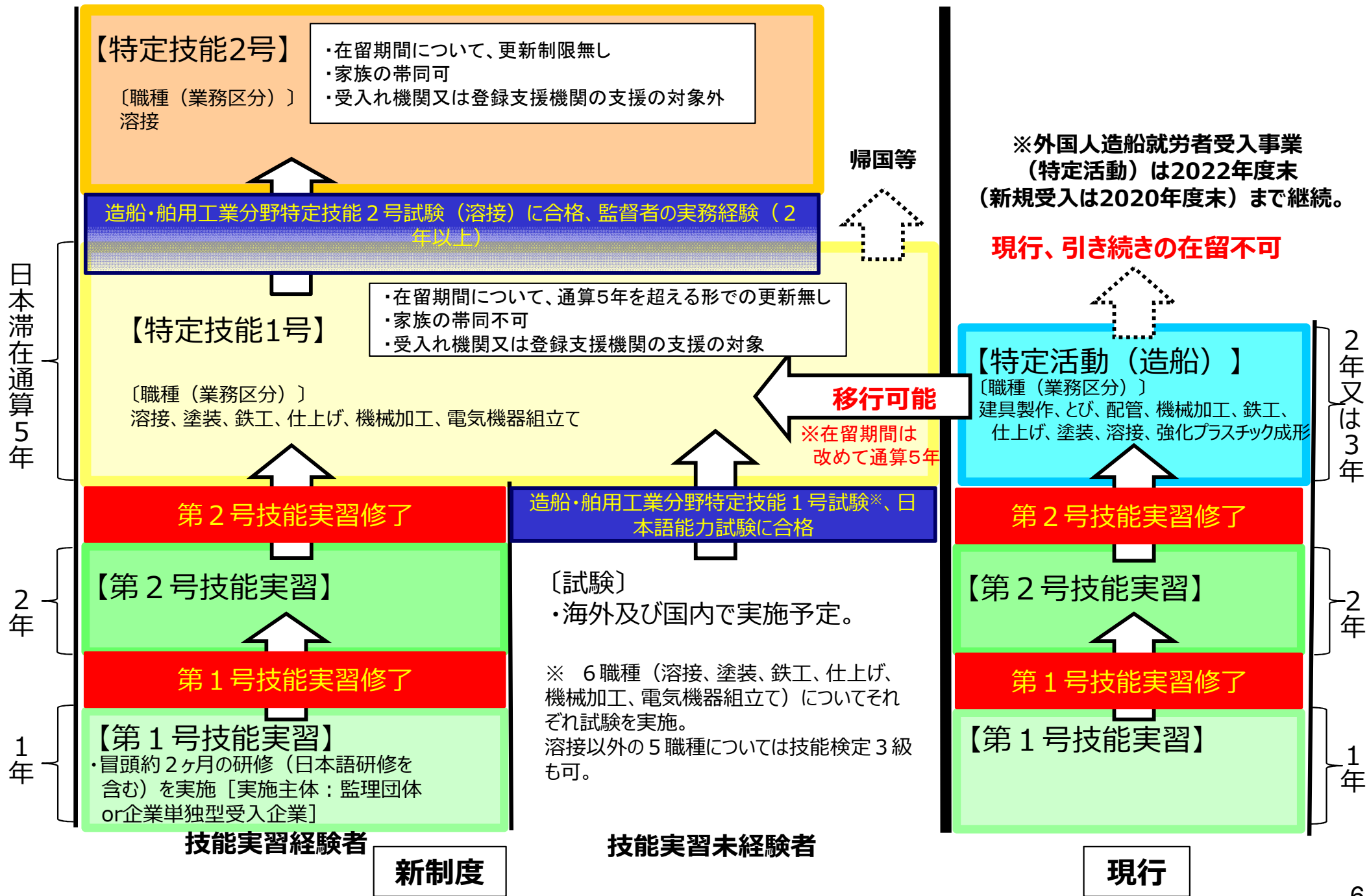
- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



2. 造船・船用工業分野に係る事項

新たな在留資格



特定技能1号

<業務区分・試験区分・技能実習対応職種>

業務区分	試験区分(技能試験)	技能実習対応職種(作業)
溶接	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称)(溶接)	溶接(手溶接、半自動溶接)
塗装	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称)(塗装)又は技能検定3級	塗装(金属塗装作業、噴霧塗装作業)
鉄工	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称)(鉄工)又は技能検定3級	鉄工(構造物鉄工作業)
仕上げ	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称)(仕上げ)又は技能検定3級	仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)
機械加工	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称)(機械加工)又は技能検定3級	機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)
電気機器組立て	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称)(電気機器組立て)又は技能検定3級	電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)

<試験(技能試験・日本語試験)>

技能試験	日本語試験
<p>■造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称) 試験言語:日本語 実施主体:(一財)日本海事協会 実施方法:学科試験及び実技試験 実施回数:随時(国外及び国内で実施) 開始時期:平成31年度内予定</p>	<p>■日本語能力判定テスト(仮称) 実施主体:独立行政法人国際交流基金 実施回数:年おおむね6回開始時期:平成31年秋以降</p> <p>■日本語能力試験(N4以上) 実施主体:独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会 実施回数:国内外で実施。国外では239都市で1~2回実施。(平成29年度実績)</p>

特定技能2号

<業務区分・試験区分>

業務区分	試験区分
溶接	造船・船用工業分野特定技能2号試験(仮称)(溶接)

<試験(技能試験)>

技能試験
<p>■造船・船用工業分野特定技能2号試験(仮称) 試験言語:日本語 実施主体:(一財)日本海事協会 実施方法:実技試験(予定) 実施回数:随時(国内で実施) 開始時期:平成33年度内予定</p>

※特定技能2号へ移行する場合は、試験合格に加えて、造船・船用工業において複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を2年以上有することを要件とする。

受入れ見込数

造船・船用工業分野における1号特定技能外国人の向こう5年間の受入れ見込数は最大1万3,000人であり、これを向こう5年間の受入れの上限として運用する。

特定技能所属機関が満たすべき基準（造船・船用工業分野固有の事項）

- ① 国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと
- ② 国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
- ③ 登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
- ④ 造船法に基づき造船業の届出をした者、小型船造船業法に基づき小型船造船業の登録を受けている者その他の造船・船用工業分野に係る事業を営む者（造船・船用工業事業者）であること
- ⑤ 特定技能外国人の雇用形態は、直接雇用に限ること

特定技能外国人が従事する業務

- ① 造船・船用工業分野の試験の合格又は技能実習2号移行対象職種・作業終了により確認された技能を要する業務
【特定技能1号】 溶接、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、電気機器組立て
【特定技能2号】 溶接
- ② ①の業務に従事する日本人が通常従事する関連業務
(例) 読図作業、作業工程管理、検査(外観, 寸法, 材質, 強度, 非破壊, 耐圧気密等)、機器・装置・工具の保守管理、機器・装置・運搬機の運転、資材の材料管理・配置、部品・製品の養生、足場の組立て・解体、廃材処理、梱包・出荷、資材・部品・製品の運搬、入出渠、清掃

※ 特定技能所属機関が満たすべき基準、特定技能外国人が従事する業務の遵守について、「造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書」に記入・署名の上、地方出入国在留管理局へ「在留資格認定証明書交付申請」又は「在留資格変更許可申請」を行う際に、提出していただく必要があります。なお、「造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書」については、国交省及び法務省のHPよりダウンロードができます。

目的

協議会は、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うため、また、各地域の特定技能所属機関が必要な特定技能外国人を受け入れるため、構成員が相互に連絡を図り有用な情報を共有すること及び必要な措置を講ずることを目的とする。

構成員

造船・船用工業分野特定技能協議会

学識者

- ・小塚 莊一郎 教授(学習院大学法学部)
- ・佐久間 一浩 部長(全国中小企業団体中央会事務局次長兼労働政策部)
- ・野川 忍 専任教授(明治大学法科大学院法務研究科)
- ・弥久末 顕 事務局長(日本基幹産業労働組合連合会)

特定技能所属機関

登録支援機関

業界団体

- ・日本造船工業会
- ・日本中小型造船工業会
- ・日本造船協力事業者団体連合会
- ・日本船用工業会

試験実施機関

- ・日本海事協会

関係省庁

- ・国交省(事務局)
- ・法務省
- ・厚労省
- ・外務省
- ・警察庁

活動内容

- ① 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- ② 受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討
- ③ 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援(特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力)
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- ⑥ 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- ⑦ 前号の把握・分析を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整(看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や、特定技能所属機関による他の機関に雇用されている特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む。)
- ⑧ 造船・船用工業分野における生産性向上や国内人材確保のための取組の調査・啓発
- ⑨ 特定技能所属機関及び登録支援機関に対する構成員であることの証明
- ⑩ その他、協議会の目的を達成するために必要な情報・課題の共有等

※「造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領(平成31年3月25日)」に規定

<造船業> ※特定活動と同様

- ① 造船法(昭和25年法律第129号)第6条第1項第1号又は第2号の届出を行っている者
- ② 小型船造船業法(昭和41年法律第119号)第4条の登録を受けている者
- ③ 上記①又は②の者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行う者

<船用工業> (造船業に該当する者を除く。)

- ① 造船法第6条第1項第3号又は第4号の届出を行っている者
- ② 船舶安全法(昭和8年法律第11号)第6条の2の事業場の認定を受けている者
- ③ 船舶安全法第6条の3の整備規程の認可を受けている者
- ④ 船舶安全法第6条の3の事業場の認定を受けている者
- ⑤ 船舶安全法第6条の4の型式承認を受けている者
- ⑥ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)の規定に基づき、上記②から⑤までに相当する制度の適用を受けている者
- ⑦ 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定に基づき、部門記号Fに分類される鋳工業品に係る日本工業規格について登録を受けた者の認証を受けている者
- ⑧ 船舶安全法第2条第1項に掲げる事項に係る物件(構成部品等を含む。)の製造又は修繕を行う者
- ⑨ 造船造機統計調査規則(昭和25年運輸省令第14号)第5条第2号に規定する船舶用機関又は船舶用品(構成部品等を含む。)の製造又は修繕を行う者であって同規則に基づき調査票の提出を行っているもの
- ⑩ 上記以外で、①から⑨までに規定する者に準ずるものとして国土交通省海事局船舶産業課長が認める者

「造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領(平成31年3月25日)」に、下記の手続きを規定。

- ① 「造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること」の確認手続き
- ② 特定技能所属機関の造船・船用工業分野特定技能協議会加入手続き※
- ③ 登録支援機関の造船・船用工業分野特定技能協議会加入手続き※

※ 変更・退会手続きも規定

① 造船・船用工業分野に係る事業を営む者(造船・船用工業事業者)であることの確認手続き

※ 確認通知書の有効期間は5年

② 特定技能所属機関の協議会加入手続き

※ ①と同時に申請可能

③ 登録支援機関の協議会加入手続き

STEP 1

確認申請書(様式第1号)の提出

○必要の事項を記入の上、下記の書類とともに、郵送により海事局船舶産業課へ提出をお願いします。

<添付書類>

- ・登記事項証明書
- ・必要に応じて、造船・船用工業分野に係る事業を営んでいる事業者(造船・船用工業事業者)であることを証明するための資料(請負契約書、売買契約書、定款、有価証券報告書等)

STEP 1

確認申請書(様式第4号)の提出

○必要の事項を記入の上、下記の書類とともに、郵送により海事局船舶産業課へ提出をお願いします。

STEP 1

確認申請書(様式第6号)の提出

○必要の事項を記入の上、下記の書類とともに、郵送により海事局船舶産業課へ提出をお願いします。

<添付書類>

- ・登記事項証明書
- ・登録支援機関であることを証する書類

STEP 2

確認通知書(様式第2号)の交付

○申請内容を確認し、造船・船用工業事業者であることを確認した場合、確認通知書を交付します。

STEP 2

加入通知書(様式第5号)の交付

○申請内容を確認し、造船・船用工業事業者であることを確認した場合、協議会の構成員とし、加入通知書を交付します。

STEP 2

加入通知書(様式第7号)の交付

○申請内容を確認し、造船・船用工業事業者と委託契約を締結している(又は締結する予定である)ことを確認した場合、協議会の構成員とし、加入通知書を交付します。

特定技能外国人を受け入れる場合は、地方出入国在留管理局へ「在留資格認定証明書交付申請」又は「在留資格変更許可申請」を行う際に、これらの通知書(様式第2号及び様式第5号並びに必要に応じて様式第7号)を提出をお願いします。

※ 初めて特定技能外国人を受け入れる受入れ機関及び初めて支援を実施する登録支援機関は、当該外国人材の入国後、4ヶ月以内に協議会への加入していただく必要があります。協議会へ加入するまでの期間は、「造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書」を提出することにより担保されます。

- 2019年2月末時点での外国人就労者数(造船特定活動)は2,813人であり、職種は溶接が約90%を占めている。
- 出身国は中国、フィリピン、ベトナムで90%以上を占めている。
- 外国人技能実習生は、2018年3月末時点で5,471人となっている。

1. 外国人造船就労者受入事業 (造船特定活動)

制度概要

期間：2015年度～2022年度末まで
(新規受入は2020年度末まで)

受入対象者：技能実習 (第2号または第3号) 修了者
(過去に修了し帰国した者を含む)

在留資格：特定活動

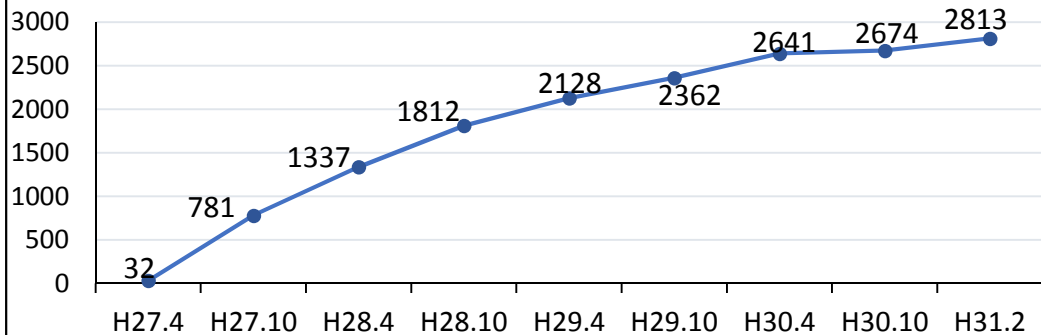
在留期間：2年以内

※本特定活動開始までの間に、本国に1年以上帰国した者は3年以内

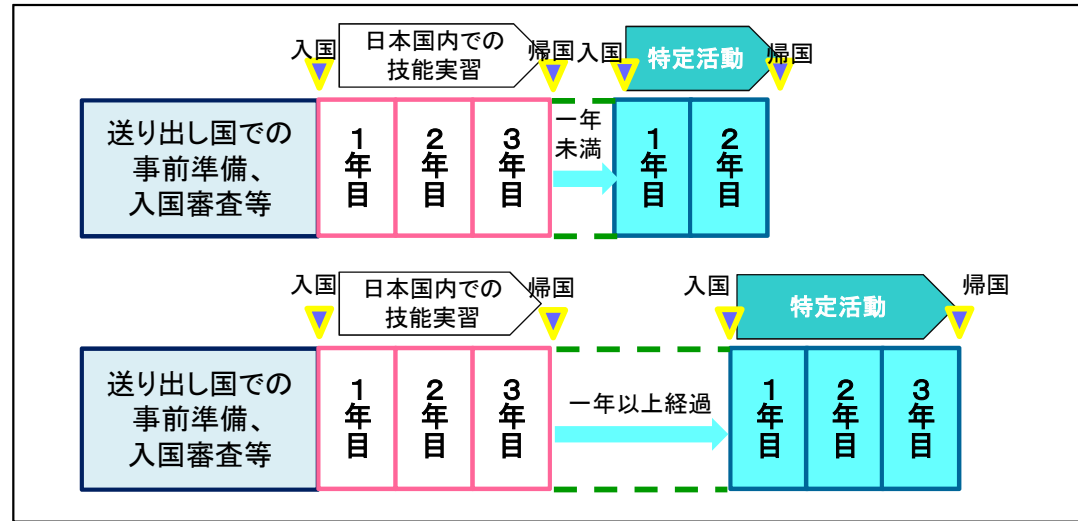
事業実施状況

○2019年2月末時点の就労者数 2,813人

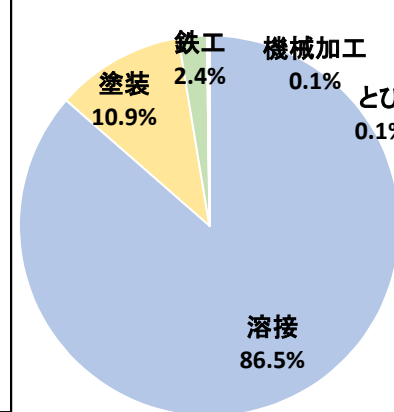
外国人造船就労者数(各月末時点)



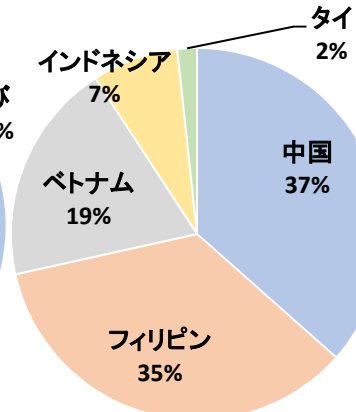
<造船特定活動への受入れの流れ>



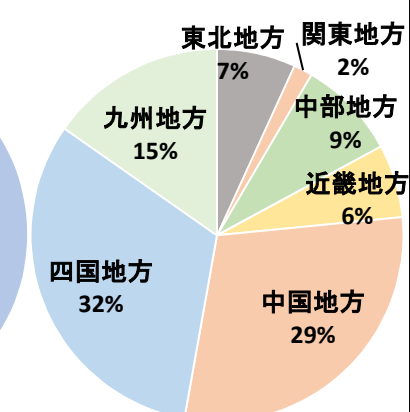
職種別比率



出身国別比率



就労地域別比率



2. 外国人技能実習制度

○2018年3月末時点の技能実習生数 5,471人

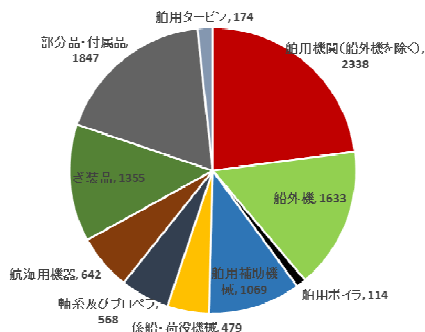
船用工業の現状

- 2016年の日本の船用工業生産額は9,757億円(前年比4.5%減)。輸出は約4割の3,870億円(前年比5.2%増)。
- 輸出される主な船用機器は、船用機関(エンジン)、船用補助機械(ポンプ等)、プロペラ、航海用機器等。
- 2016年末の船用工業事業所数は1,131事業所(前年比1.0%減)であり、従業員数は約49,000人(前年比2.8%増)。

主な船用工業製品

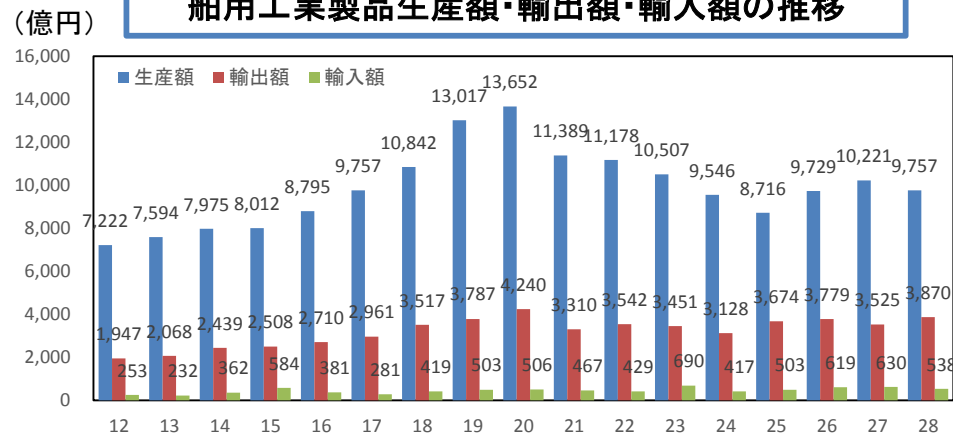


我が国船用工業製品 品目別出来高構成比 (2015年)



出展:平成27年 船用工業統計年報

船用工業製品生産額・輸出額・輸入額の推移



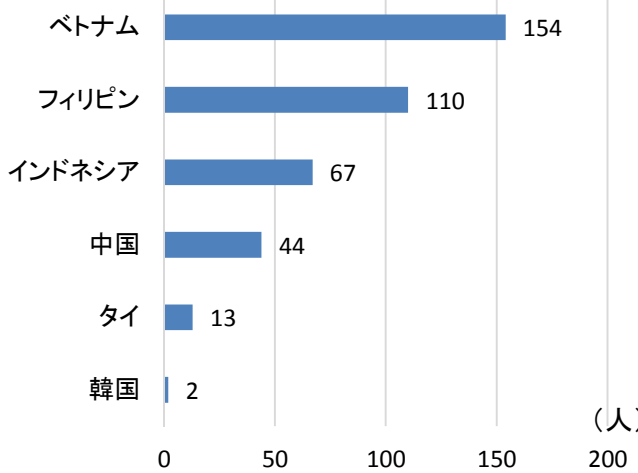
技能実習生の受入状況

外国人技能実習生: 390人
受入企業: 30社

- ・団体監理型: 28社
- ・企業単独型: 1社
- ・団体監理型・企業単独型の双方で受入れ: 1社

○2019年1月1日現在
※(一社)日本船用工業会調べ

出身国別受入人数



職種別受入人数

